

請 願 書

【件名】 津幡町住民投票条例制定を求める請願

【要旨】 津幡町の重要問題に関して、住民の意思を直接問い、それを施策に反映できるようにするため、常設の住民投票条例を制定されたい。

【理由】

町は、第4次津幡町総合計画のなかで、町民と行政が一体となりまちづくりを進めることや、町民参加の町民に開かれた行政づくりを目指すとしている。さらに、町のホームページでは、昨年4月よりパブリックコメント制度を導入し、町民の町政への幅広い参画を求め、町政運営の公正の確保、透明性の向上を図るとしている。これらの取り組みをさらに推し進め、町民と行政の協働による、より良いまちづくりを進めるために、常設の住民投票条例制定の必要があると考えるからである。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

2009年2月19日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者 津幡町・市民グループ 「風」 世話人

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子
中村一子

請 願 書

【件名】 (仮称) ボートピア津幡建設計画の見直しを求める請願

【要旨】 経済情勢の悪化の中、(仮称) ボートピア津幡の建設計画に憂慮している町民の声を尊重し、その建設計画の見直しを求める。

【理由】 津幡町舟橋地区に建設予定の(仮称) ボートピア津幡は、平成18年10月の村隆一町長の誘致容認から2年以上過ぎましたが、国土交通省への認可申請は未だにされていません。未曾有の大不況の中、経済状況も大きく様変わりしています。着工されてない現在、津幡町の将来を考えしっかりと見直しをする機会と思われれます。

①不況の中、一攫千金を夢みてギャンブルにつき込む、不幸な町民が増えると考えられる。

②津幡バイパスの交通渋滞、出入口道路の交通問題、教育環境悪化に伴う青少年への影響、犯罪の増加等、安全安心な町づくりへの懸念がある。

③不況による売上げ減少から環境整備費の大幅減少が予測され、財政に寄与するどころか失うものが大きい。

④竹橋地区ゴルフ場誘致のインフラ整備の失政を繰り返してはならない。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

2009年2月19日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者

石本 喜一 津幡町菩提寺ワ3

古坂 勇 津幡町九折ツ53

宮本 眞晴 津幡町加賀爪ヌ120

紹介議員 津幡町議会議員

前田 幸子

中村 一子